

## 県行動計画中の用語と地方公共団体との対応表

本表は改訂後の県行動計画中の用語と対応する各団体の類型と対応を示したものの

- ：当該類型の団体全てに該当
- △：当該類型の団体の一部に該当
- －：当該類型の団体は非該当

地方公共団体の類型 県行動計画中の用語	県	保健所設置市	保健所設置市を除く市町
県	○	－	－
県等	○	○	－
保健所	○	○	－
地方衛生研究所等※1	○	△	－
保健所設置市※2	－	○	－
市町	－	○	○

※1 地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関

※2 保健所を設置する市をいう